信空における圓頓戒相承について

吉　田　清

一　信空が源空門下第一の上足であることは、七箇條起請文の署名第一番に記載しており、沒後起請文に多年入室の弟子としていることより明瞭である。信室出家の動機は祖父顯時の後世のためといわれ、保元二年十二歳（源空二十五歳）であつた。叡空入滅後は法兄の源空に師事するのである。[1]

叡空は西塔別所黑谷に止住する一遁世聖で圓頓戒相承者としてのみいわれているが、淨土源流章に叡空が往生要集を傳持して、源空に傳えたことが記されている。源空が淨土敎に接するのも叡空を通じてであろうし、信空も源空と同じく、叡空によつて圓頓戒と淨土敎に親しんでいたことであろう。

信空は源空入滅後、門下の中にあつて「法蓮上人ハ、戒ハカリコソ、上人ニハ相傳セラレタレ、淨土ノ法門ハシカラス云々」[1]との流言があつた。この流言は西山流から出たものと考えられるが、信空の圓頓戒相承にかゝる實力をも意味しているのである。

二　源空は師の叡空より圓頓戒を相傳し、生涯棄て去ることもなかつた。このことは、源空が叡空の黑谷別所を繼承していた傳燈と責務に由來する二面性であつたとしか考えられない。

信空においても、源空から戒ばかり相傳していたとする流言のあつたのは源空門下の上足として圓頓戒の相承を師より托されていたためかも知れない。信空が元仁元年十一月廿八日（信空七十九歳）高山寺權律師玄朝に傳授した戒脈[2]に叡空―源空―信空―玄朝と見え、源空と叡空からの相承を併記している。了惠の圓頓戒血脈にも同樣に記載されいる。了惠の天臺菩薩戒義疏見聞によると「此戒傳持不レ絶者。偏是上人別德也」と述べ、叡空より源空が一乘戒を相承して明雲に傳授し、明雲はまた後白河法皇に授戒したことを記している。源空が高倉院と後白河法皇に授戒したことは四十八卷傳（卷十）及び傳法繪（卷二）に記載されているが、このことを作僞だとして中澤見明氏[3]が往年否定されたことがあつた。しかし何ら決め手になる資料も存しないので、恐らく傳承の

誤り傳えられたものであろう。了惠は湛空の弟子覺空（弘安九年七月廿八日寂）の講義を記したのであるから後白河法皇に關する限り源空―明雲―後白河法皇という傳戒系譜となる。

了惠が戒疏の義理を問うたのに對し、湛空の言葉として「先師空上人。在世御時。專修二學淨土法門一。而不レ學二此戒疏一。於二決擇門一者。本所レ不二庶幾一也。」と、源空は大乘圓頓戒について門弟にあまり多くを語らなかつた。同時に門弟にあつても師に尋ねることもなかつたのであろう。源空が常に語つていたのは圓頓戒について事理二戒あつて、事戒には持犯があり、理戒には持戒のみで犯戒することがなく、一得永不失の法なのである。また、授戒の開導の詞に「此戒三世常住戒法。而有二受法一無二捨法一。有レ犯不レ失。盡二未來際一。云々」と、源空の戒についての考え方を述べている。しかし、源空は戒についての論著をつくらなかつたので弟子達も多くを知らなかつた。そこで了惠は萬壽寺の長老覺空に弘安三年二月十三日圓頓戒の義理について學んだのである。

覺空は湛空より圓頓戒について學んだが、師の滅後、圓頓戒の經疏に明るい建仁寺第八代長老圓琳に學ぶのである。圓琳は天臺座主寶地房證眞及び泉涌寺俊芿に學んだのであつた。覺空は圓琳について義疏を學んではじめて湛空よりの相傳と一致していることを知り喜悅したのである。了惠が戒義を學んだ弘安三年には萬壽寺の住持であり、弘安九（一二八六）年七月廿八日に入寂しているのである。

覺空の動向は圓頓戒の相承にかゝる問題である。「雖レ有二受體一。其隨相護持如レ無。」という了惠の記述にも表現されているが、圓頓戒を護持するものが稀であり、源空門下といえども圓頓戒にに關する解說書を持つていなかつたのである。それは門葉記の內容と源空が語つたという天臺菩薩戒義疏見聞の內容に異なる所がないことからもいえるのである。戒脈を傳えるためのひたむきな努力を我々も認めねばなるまいとおもう。

圓戒の義理を傳えた覺空の師湛空はその師信空より傳授されたものであつたとおもわれる。湛空等は源空が天臺の戒疏について解說しなかつたため、戒師として源空と同じくらい名聲のあつた信空に傳授されねばならなかつたのであろう。このことは、戒ばかり相傳しているとの流言が、信空の戒師としての地位を他の門侶に比して重いものであつたことを意味している。沒後起請文によると、源空は黑谷別所のすべてを信空に讓渡しており、信空においても專修但念佛の相承とは別に戒脈を傳燈する責務があつたのである。

三　叡空―源空―信空と次第した戒脈は靑蓮院系の正受戒

脈の中にも見出される。すなわち、慈圓は仁安二年（一一六七）に座主明雲より受戒しており、[3] 明雲は源空に安元二年以前に受戒していて、この關係から慈圓は源空を召換して戒義を聽

聞している[5]のである。源空は慈圓を評して「近來ノ座主慈鎮和尚ホト戒ノ事御存知アリテ、受戒被行人ハヨモ御坐セシ」と述べたというのである。ここに語られているのは青蓮院系戒脈の正統性を證明するためのもので、源空の授戒師としての權威のあつたことを示しているものであろう。さらに「問今相承中濫行僧無之歟、答、無其義、法然房子息ヲモケタリナント人□ケレトモ常存スルトコロハ淨行僧也。法蓮房又勿論淨行也。此兩人以前又淨行勿論也云々」[6]と記されている。源空・信空共に淨行僧だというところに下級僧でありながらよく圓頓戒を傳持しきたことが他に認められていたことを示している。門葉記には源空の戒儀に至るまで詳細に記されていて、源空―信空―慈胤と傳持する慈胤によつて記されたものであろう。慈胤[8]は隆寛の次男で、慈賢の弟子であり、知恩院三世俊禪權僧正は灌頂弟子である[7]。また、慈胤は八坂康樂寺で俊禪の師である禪快[8]にも授戒している。

もう一つの系統は信空―湛空―惠尋―成運―榮運―法親[9]の系譜を記載している。法水分流記には信空を白川門徒、湛空と嵯峨門徒と分類している。嵯峨門徒は二尊院を據點に正覺―現益と相傳し、一方、金戒光明寺は叡空―源空―信空―湛空―惠尋―惠顗[10]と相踵いでいる。四世求道惠尋は智光門下良忠と源智門下蓮寂との兩流校合傳承にある蓮寂に湛空滅後師事し鎮西系の支配下に入るのである。

信空の語る言葉に「依二此相博一。以二所得ノ戒法一ヲ爲二發得ノ戒一。」[8]と、觀經によつてであろうが發得戒を導き出すものであるとする。戒體については「此戒法三羯磨ノ後一刹那之刻。來入二受者ノ身内一。號二之戒體一。有レ信來。無レ信不レ來」[9]と、戒體と信の相卽性を強調しつゝ、一得永不失戒であることを言及している。これは信空、あるいは湛空の言葉と考えられるが、源空が觀經釋や逆修說法で述べている持戒についての考え方とまつたく同じである。

四

信空については明義信行集にみえ、四十八卷傳は信空系所傳を參考したことはいうまでもない。しかし信空系門徒が既に消失していたので重視せずに記載している。信瑞は信空の無觀稱名について述べ、明禪・聖覺・靜遍・隆寛・空阿等を併記することによつて源空門下の中に位置づけようとしている。無觀稱名とは、源空の但念佛を意味していて、西山證空の有觀稱名義に對應させたものである。

信瑞は「信空ハステニコレ、エイ空源空相傳シテ、故實ヲウケタルミナリトテ（中略）ココヲモテ靜遍僧都ハ、法蓮房コソ重代ノ聖リヨ云々」と大乘圓頓戒相承を强調し、有觀稱名義に對して、源空からの傳燈を靜遍を通して主張している。また、修理亮惟忠義が嘉祿二年の秋比、不審十四ケ條を記して尋ねた中に「在家ハ往生シカタク候カ」との問に對して、持戒と三昧發得を否定して但念佛を强調しているのである。

信空においても念戒の二面性を持つていたわけで、傳燈の護持がいかに大切にせられたかをうかゞわせるのである。

信空が源空滅後の専修念佛の長老としての位置にあつたことは間違いないところである。傳法繪に「元仁元年甲申正月、大谷修正に詣、梵唄引之後、念佛に交。同八月三日、定生房往生の跡に、五日、法蓮上人の沙汰として、以二定佛一爲二後房主一。」とある。大谷とあるのは感西に讓られた吉水中房のことであり、源空の墓所である。感西は正治二年閏二月六日（四十八歳）に入寂しているから、その跡を信空が管理していたものと考えられる。

信空は大谷の源空の墓所を定生感聖に管理させていたものを、定生がなくなつたので、定佛を後の房主としたのである。このことは知恩院歴代に二世源智・三世道宗・四世道舜となつているが、傳法繪の記事からは三世道宗四世道舜に定生、定佛があてられるかとおもわれる。

初期の源空墓所は信空系白川門徒の手に握られていたことは疑う餘地のないところである。安貞元年四月廿七日、山門の衆徒が源空の墓所と同年七月四日には、その周邊に集まる念佛聖の房舍を破壞したのである。安貞二年九月に信空がなくなつているから、その後房舍の復興は傳の如く源智であつても差支えない。信空門下と源智等がその任にあたつたと考えられる。信空の白川門徒は初期専修念佛教團に占める位置は鎮西系の四十八卷傳の如く輕視されるべきものではない。その理由は信空滅後、白川門徒、嵯峨門徒共にふるわなかつたところにある。この問題は別の機會にゆづりたい。

五

源空滅後の専修念佛教團を統率していたのは信空であつた。信空は專修念佛とは別に圓頓戒脈の傳燈を托されていたのである。圓頓戒と專修念佛とは源空、信空共に明解な態度を示していない。當時、戒脈の護持・相承が稀であつてみれば、戒脈を斷絶させることへの責務があつたことであろう。この師弟の持つ二面性は當時の教界の在り方にあつたと考えられるのである。

1 明義進行集
2 高山寺所藏文書
3 眞宗源流史論　三十七頁
4 門葉記第百八卷　入室出家受戒記補六
5 門葉記第百十三卷　入室出家受戒記補十一
6 門葉記第百十三卷如法經四　供養僧として建保二年五月より見出される。
7 門葉記第三十九卷　五壇法四
8 門葉記第百九卷　入室出家受戒記補七
9 門葉記第百十卷　入室出家受戒記補八
10 黑谷誌要によると信空は源空の遺誡を守り草庵を舊態のまゝ五世惠顗が寺院化したとしている。九世僧然定玄に至つて淨華院と兼帶してより鎮西系となる。法水分流記では湛空系に記載しこわけである。